

水源保全地域の指定区域の変更

(環境局水資源課)

1 概 要

静岡県水循環保全条例では、知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び市町長等並びに環境審議会の意見を聴かなければならないと規定している（第16条第2項）。水源保全地域の指定の解除及びその区域の変更において、第16条第2項を準用する（第16条第7項）。

今回は、令和8年度の5条森林の変更に伴い、水源保全地域の区域を変更するものである。

2 水源保全地域の変更について

(1) 指定の基本的な考え方

水源の保全のためには水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど適正な土地利用の確保を図る必要があるが、森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより水質をよくする機能を有しており、水源涵養機能を有する。

そこで、森林のうち、5条森林を水源保全地域として指定した。

(2) 指定及び変更の経緯

令和5年10月2日	水源保全地域を指定	地域森林計画の対象とする森林（5条森林）を水源保全地域に指定
令和6年9月20日	22市町の水源保全地域を変更	5条森林の変更に伴う変更
令和7年6月2日	24市町の水源保全区域を変更	5条森林の変更に伴う変更
(今回)	25市町の水源保全地域を変更	5条森林の変更に伴う変更

(3) 変更の考え方

令和8年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに併せて、水源保全地域の区域を変更する（＜別表＞水源保全地域の変更対照表参照）。

なお、今回の区域の変更は、「水源涵養機能を有する森林のうち5条森林を水源保全地域として指定する」という地域指定の考え方自体を変更するものではない。

3 変更のスケジュール

月 日	市町・河川管理者意見	環境審議会意見	公告・縦覧
4月24日	意見照会開始	諮問	公告・縦覧開始
5月8日	↓	第1回環境審議会 水循環保全部会（決議）	↓
5月21日	意見照会終了		↓
5月25日			公告・縦覧終了
5月 日		答申	
5月29日			告示（変更：6月1日）
6月5日		全体会にて報告	

<表>水源保全地域の変更対照表

水源保全地域	区域の 拡張	区域の 除外	森林簿面積 の増減	備考
静岡市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
浜松市水源保全地域	○	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
沼津市水源保全地域	—	—	—	
熱海市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
三島市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
富士宮市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
伊東市水源保全地域	○	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
島田市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
富士市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
磐田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
焼津市水源保全地域	—	—	—	
掛川市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
藤枝市水源保全地域	○	○	増加	林地開発、森林簿の補正
御殿場市水源保全地域	—	—	—	
袋井市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
下田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
裾野市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
湖西市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
伊豆市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
御前崎市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
菊川市水源保全地域	—	—	—	
伊豆の国市水源保全地域	—	—	—	
牧之原市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
東伊豆町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
河津町水源保全地域	○	—	増加	森林簿の補正
南伊豆町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
松崎町水源保全地域	—	—	—	
西伊豆町水源保全地域	—	—	—	
函南町水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
清水町水源保全地域	—	—	—	
長泉町水源保全地域	—	—	—	
小山町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
吉田町水源保全地域	—	—	—	
川根本町水源保全地域	○	○	減少	小規模林地開発、森林簿の補正
森町水源保全地域	○	○	増加	小規模林地開発、森林簿の補正
合計	12 市町	24 市町	-186.66ha [※]	
	+ 2.07ha [※]	-188.73ha [※]		

[※]森林簿上での面積であり、森林簿の数値のみを補正した区域の面積変化も含む

(参考1) 地域森林計画対象森林面積の推移

直近10年間の地域森林計画対象森林の面積は、下表のとおり推移している。面積はわずかに減少傾向にあるが、県土に対して51%台を維持している。また、森林全体に占める構成比は80.6%で概ね変化はない。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	401,109	401,059	400,744	400,488	400,354	400,267	400,350	400,138	400,059	399,810
対県土(%)	51.6	51.6	51.5	51.5	51.5	51.5	51.5	51.5	51.4	51.4
構成比(%)	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6

(参考2) 届出の状況

令和5年10月2日、水源保全地域を指定するとともに、条例第17条及び第18条に規定する届出制度を開始した。昨年度までの届出状況を以下のとおり取りまとめた。

届出制度開始後の届出件数

	R5(10/2~3/31)	R6	R7	計
土地取引届出	87件	214件	290件	591件
開発行為届出	12件	21件	16件	49件
計	99件	235件	306件	640件

令和7年度1年間の届出状況(土地の利用(開発)目的別)

利用(開発)目的	土地取引届出		開発行為届出	
	件数	面積	件数	面積
現況と同じ	133件	635.03ha	—	—
再生エネルギー関連施設	58件	12.98ha	8件	2.98ha
資材置場等	16件	2.59ha	—	—
残土置場、土採場等	43件	12.25ha	—	—
建物等	15件	4.72ha	1件	0.84ha
レクリエーション施設	6件	10.36ha	—	—
土地造成等	1件	0.15ha	1件	0.05ha
防災施設等	2件	1.66ha	—	—
送電鉄塔	—	—	4件	8.06ha
管理用道路等	—	—	2件	1.72ha
その他	16件	19.68ha	—	—
合計	290件	699.42ha	16件	13.65ha